



9月20日・バスの日

# 育てよう 笑顔をはこぶ 公共交通

## 道民の足 路線バス

え～！このままだと路線バスは地域から少しずつ消えていっちゃうの？僕たちが大きくなって、学校へ通うようになったとき、バスが走っていなかつたらどうなるの？それと、先生が、僕たちの住む美しい地球を守るため、環境にやさしい公共交通を、みんなでもっと利用しようっていってたよ！

今はマイカーが便利で手放せないけど、いつかは車に乗れなくなる日がくるんだよね。その時、地域にバスが走っていなかつたら、買い物や病院に通うのも困るよね。やっぱりバス路線は残していくほしいね！



**みんなで乗って、バスを守ろう！！**

## 交通基本法で地域公共交通の維持・発展

連合北海道・北海道交運労協は、国民の移動する権利を保障し、地域公共交通の維持・発展をめざすため、交通基本法の早期制定を求めて取り組みを進めてきました。

今、日本では、規制緩和の影響により鉄道やバス路線の廃止が進んだことで、全国に交通空白地帯と呼ばれる地域が広がり、その面積は九州とほぼ同じ面積にもなると推定されています。

こうした地域では、買い物はあるか通院や通学にも困っている「買い物難民」と呼ばれる国民は600万人にものぼっており、急速に高齢化が進む日本社会にあって、生活交通の確保はまさに喫緊の課題となっています。

交通基本法は、生活路線維持や安全輸送確保への不安が強まる中で起草され、国、地方公共団体、交通事業者、国民のそれぞれの責務のもとで、総合的な交通体系の整備やまちづくり、利用者利便の向上、観光立国の推進などの施策を掲げている法律です。

現在も、全国で多くの路線・生活交通が失われてあり、北海道の交通空白地帯をこれ以上拡大させないためにも、交通基本法に掲げる各施策を一刻も早く実現することが望まれます。

楽しい旅は  
安全・安心の  
北海道バス協会加盟の  
貸切観光バスで!!  
連合北海道・北海道交運労協

